令和７年度大阪市内部統制評価報告書について（概要）

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「大阪市内部統制基本方針」等を定め、市長をトップとした内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を実施

2 評価手続

・評価対象期間:令和７年４月１日～令和８年３月31日
・評価基準日:令和８年３月31日
・評価対象事務：財務に関する事務
・評価方法：各所属の自己評価と内部統制評価部局（総務局）の独立的評価を実施

3 評価結果

・全庁的な内部統制は有効に整備及び運用されているものの、業務レベルの内部統制において「**重大な不備」１件（※）を把握**したため、内部統制が一部有効に運用されていないと判断。

「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの

4 その他

・３記載の「重大な不備」１件に対して、是正措置済。

※「重大な不備」事案の概要（詳細は内部統制評価報告書P12）

所属	教育委員会事務局
事案概要（不適切な事態の内容）	●保護者に支給する就学援助費の支給処理を怠り、横領し、その事実を隠ぺいするために私金で立替の上、虚偽の公文書を作成した。 ●物品を買い入れる際、事前に校長の決裁を行わずに発注し、納品された後も代金を支払わなかった。
重大な不備に該当する理由	当該不適切な事態の内容が①から③までの全てを満たすため ①同一事案において継続期間が1年超、件数が10件超 ②懲戒処分あり ③当該不適切な事態に対する全庁的な注意喚起あり
その他	内部統制評価部局が、是正措置（再発防止策）が有効に機能していることを確認。

【参考】地方公共団体の内部統制制度　**地方自治法改正により導入（令和２年４月1日施行）**

○都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備

○方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を経て、議会に提出

